

子育てに関わる休暇

福島大学男女共同参画推進専門委員会

目次

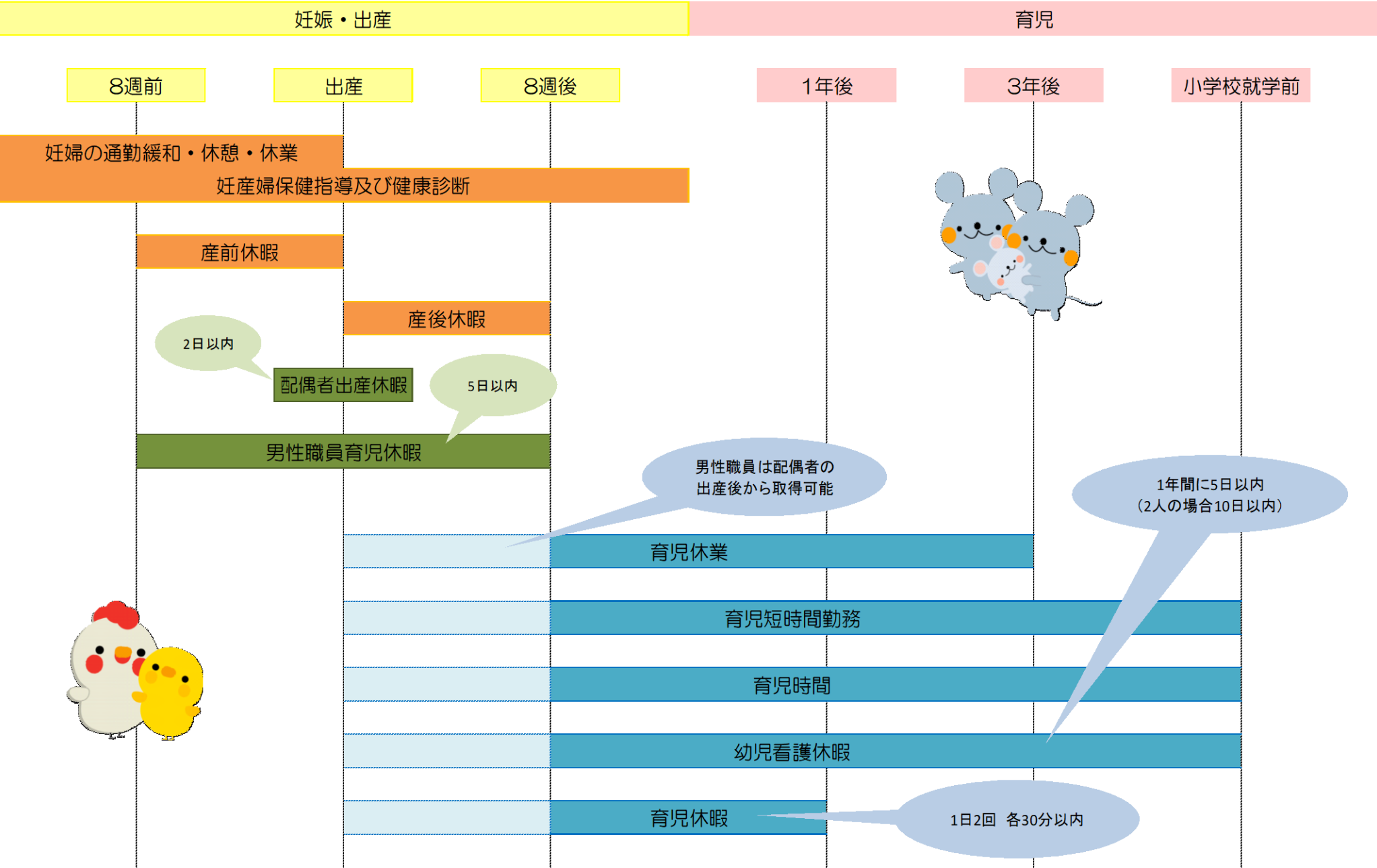
- 1. 子育てに係る休暇等の例・・・・・・・・・・ 2
- 2. 子育てに係る休暇等一覧・・・・・・・・・・ 3



各種制度の利用をご希望の方は、詳細をご案内いたしますので、
人事課労務担当までお問い合わせください。

TEL : 024-548-8008(内線 2288) FAX : 024-548-6569
E-mail : roumu@adb.fukushima-u.ac.jp

子育てに係る休暇等の例





子育てに係る休暇等一覧

	種類	期間	常勤職員			非常勤職員						提出書類
			女性	男性	有給・無給	契約職員			パートタイム職員			
						女性	男性	有給・無給	女性	男性	有給・無給	
1	妊婦の通勤緩和	職務専念義務を免除された期間	○	×	有給	○	×	有給	○	×	有給	妊産婦である職員の職務専念義務免除に関する調書
2	妊婦の休憩・休業	職務専念義務を免除された期間	○	×	有給	○	×	有給	○	×	有給	妊産婦である職員の職務専念義務免除に関する調書
3	妊産婦保健指導及び健康診断	職務専念義務を免除された期間	○	×	有給	○	×	有給	○	×	有給	妊産婦である職員の職務専念義務免除に関する調書
4	産前休暇	産前8週間（多胎の場合14週間）	○	×	有給	○	×	有給	○	×	無給	特別休暇簿
5	産後休暇	産後8週間（出産日の翌日から）	○	×	有給	○	×	有給	○	×	無給	特別休暇簿
6	配偶者出産休暇	配偶者が出産する場合に2日の範囲内	×	○	有給	×	○	有給	×	×	—	特別休暇簿
7	男性職員育児休暇	配偶者の産前及び産後8週間の期間で5日の範囲内	×	○	有給	×	○	有給	×	×	—	特別休暇簿
8	育児休業	子どもが3歳に達するまで	○	○	無給	△	△	無給	△	△	無給	育児休業申出書
9	育児短時間勤務	子どもが小学校就学の始期に達するまで	○	○	勤務時間に 応じて支給	○	○	勤務時間に 応じて支給	○	○	無給	育児短時間勤務申出書
10	育児時間	子どもが小学校就学の始期に達するまで	○	○	勤務しない時間 について減額	○	○	勤務しない時間 について減額	○	○	無給	育児時間申出書
11	幼児看護休暇	子どもが小学校就学の始期に達するまで、1年間に5日（2人の場合10日間）	○	○	有給	○	○	有給	○	○	無給	特別休暇簿
12	育児休暇	子どもが1歳に達するまで、1日2回それぞれ30分以内	○	○	有給	○	○	有給	○	○	無給	特別休暇簿
—	所定外労働の免除	妊娠中又は出産後1年に達するまで、もしくは子どもが3歳に達するまで	○	○	—	○	○	—	○	○	—	所定外労働免除申出書
—	時間外労働の制限	子どもが小学校就学の始期に達するまで	○	○	—	○	○	—	○	○	—	時間外勤務制限申出書
—	深夜勤務の制限	妊娠中又は出産後1年に達するまで、もしくは子どもが小学校就学の始期に達するまで	○	○	—	○	○	—	○	○	—	深夜勤務制限申出書

妊娠期に関する制度

1. 妊婦の通勤緩和

対	象	女性職員
期	間	妊娠していて本人が申し出た期間
提出書類	類	妊産婦である職員の職務専念義務免除に関する調書
給	与	有給



2. 妊婦の休憩・休業

対	象	女性職員
期	間	妊娠していて本人が申し出た期間
提出書類	類	妊産婦である職員の職務専念義務免除に関する調書
給	与	有給

3. 妊産婦の保健指導及び健康診査

対	象	女性職員
期	間	妊娠・出産した本人が申し出た期間
提出書類	類	妊産婦である職員の職務専念義務免除に関する調書
給	与	有給

出産期に関する制度

4. 産前休暇

対	象	女性職員
期	間	産前8週間（多胎の場合は14週間）
提出書類	類	特別休暇簿（きんさぼ利用者はきんさぼにて申請）
給	与	有給（パートタイム職員は無給*）

5. 産後休暇

対	象	女性職員
期	間	産後8週間（産後6週間を経過した職員が就業を申し出た場合において、医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）
提出書類	類	特別休暇簿（きんさぼ利用者はきんさぼにて申請）
給	与	有給（パートタイム職員は無給*）



* 協会けんぽ加入者は出産手当金の支給あり（出産の日以前42日目（多胎妊娠は98日目）から出産の日後56日目まで）

6. 配偶者出産休暇

対	象	男性職員
期	間	配偶者が出産のため病院に入院するなどの日から出産の日後2週間以内に2日の範囲内
提出書類	類	特別休暇簿（きんさぼ利用者はきんさぼにて申請）
給	与	有給



7. 男性職員育児休暇

対	象	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する男性職員
期	間	配偶者の出産予定日の8週間前から出産の翌日から8週間までの期間で5日の範囲内
提出書類	類	特別休暇簿（きんさぼ利用者はきんさぼにて申請）
給	与	有給

育児期に関する制度

8. 育児休業

対 象	3 歳に満たない子を養育する職員（*1 要件有）	
期 間	子が出生した日（育児休業に係る子を出産した職員は産後休暇の終了後）から満 3 歳に達する日（誕生日の前日）までの間で職員が育児休業申出書に記載した期間	
取 得 回 数	原則一子につき一回（*2 一回に限り延長可）	
提 出 書 類	育児休業を取得する場合	育児休業申出書
	育児休業の期間を変更する場合	育児休業期間変更申出書
	育児休業を撤回する場合	育児休業撤回申出書
給 与	無給※	

*1 育児休業を取得するための要件

- ①契約職員、パート職員、嘱託職員または非常勤講師に関しては、本学に引き続き雇用された期間が 1 年以上であること
- ②子が 1 歳 6 月に達するまでに、任期が満了することが明らかでない者

*2 育児休業の延長

育児休業終了予定日の 1 月前の日までに申し出ること

※育児休業中の給付金（H31.1.1 現在）

①育児休業給付金（雇用保険より）

休業開始時賃金日額×支給日数の 67%（育児休業の開始から 6 か月経過後は 50%）

②育児休業手当金（共済組合より、共済組合加入者のみ、協会けんぽ加入者は対象外）

標準報酬日額×支給日数の 67%

（育児休業の開始から 6 か月経過後は 50%、雇用保険育児休業給付金受給対象外の職員）



9. 育児短時間勤務

対 象	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員
期 間	子が小学校就学の始期に達するまでの間で職員が申し出た期間（1月以上1年以下の期間に限る）
勤 務 形 態	①1日につき4時間勤務（土曜日及び日曜日以外の日） ②1日につき5時間勤務（土曜日及び日曜日以外の日） ③週3日7時間45分勤務（土日以外2日休日） ④週2日7時間45分勤務、週1日4時間勤務（土日以外2日休日） ≪変形労働制≫ ①1週間当たりa.19時間30分、b.20時間、c.23時間15分、d.25時間勤務（4週ごと8日以上の日） ②1週間当たりa.19時間30分、b.20時間、c.23時間15分、d.25時間勤務（52週を超えない期間につき、1週間当たり1日以上割合の日を休日とし、休日が4週間につき4日以上とする。1週当たりの勤務時間は42時間を超えない。）
取 得 回 数	小学校就学の始期に達していない子を養育している間は請求可（原則同じ子に係る育児短時間勤務の申出は、前に申し出た期間終了の日から1年を経過しない場合は行うことができない）、期間延長可
提 出 書 類	育児短時間勤務申出書
給 与	勤務時間に応じた額を支給（期末・勤勉手当の在職期間から除算有）

10. 育児時間

対 象	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員
期 間	子が小学校就学の始期に達するまでの間で職員が申し出た期間で、1日を通じて2時間を超えない範囲内で30分単位
提 出 書 類	育児時間申出書
給 与	勤務しない時間について減額（勤勉手当の在職期間から除算有）

11. 幼児看護休暇

対 象	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員
期 間	子が小学校就学の始期に達するまでの間で、その子の看護、予防接種又は健康診断を受けさせるため、5日（小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合は10日）の範囲内
提 出 書 類	特別休暇簿（きんさぽ利用者はきんさぽにて申請）
給 与	有給（パートタイム職員は無給）

12. 育児休暇

対 象	生後1年に達しない子を育てる職員
期 間	子が生後1年に達するまでの間で、1日2回各30分以内
提 出 書 類	特別休暇簿（きんさぽ利用者はきんさぽにて申請）
給 与	有給（パートタイム職員は無給）



